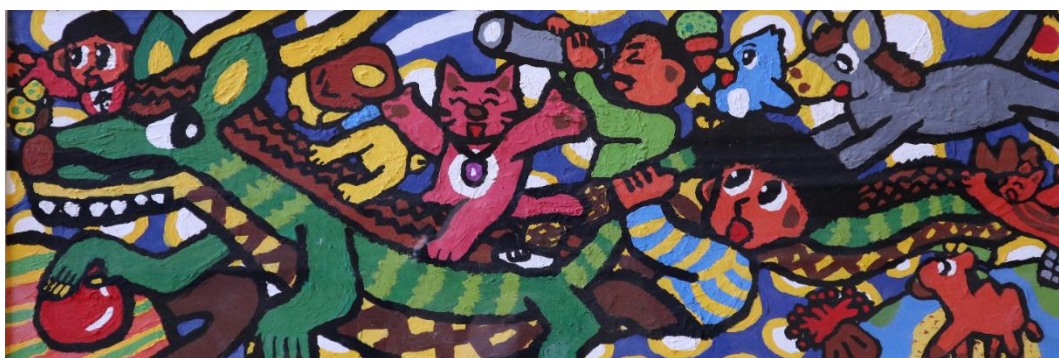


# 第6期あま市障がい福祉計画・ 第2期あま市障がい児福祉計画

【概要版】



令和3年3月

あま市

# 1 計画策定の趣旨

あま市では、平成30年3月に「第2次あま市障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）並びに「第5期あま市障がい福祉計画及び第1期あま市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度、計画改定の年度を迎えて策定する「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」は、「あま市障がい者計画」の基本理念や基本目標を踏まえつつ、障害福祉サービス等に関する提供体制やそれらの提供体制の確保のための方策等を定めるものです。

なお、児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることとされており、本市でも障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体的に作成します。

# 2 計画の期間

「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

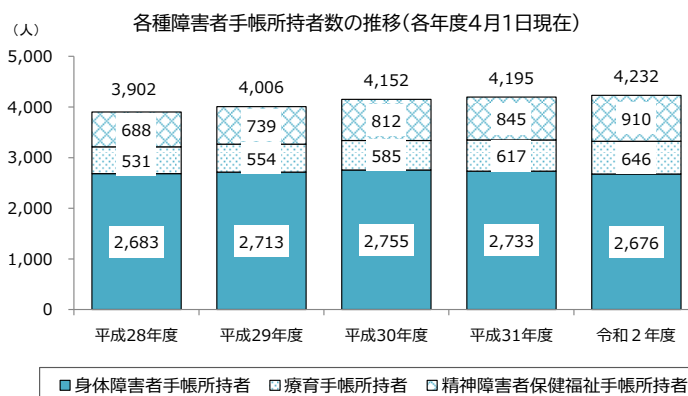
【計画の期間】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次障がい者計画					見直し	第3次障がい者計画		
第5期障がい福祉計画		見直し	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期市障がい児福祉計画		見直し	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

# 3 障がい者の現状

あま市における障がい者の人数は年々増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者は平成31年度（令和元年度）から減少に転じましたが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は依然として増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が高くなっています。



## 4 計画の基本理念

本市では「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を踏襲し、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

### 基本理念

障がいのある人もない人も、  
お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現

## 5 第6期計画の基本的な考え方

本計画では、8つの基本方針を定め、引き続き障害福祉サービスの基盤整備を推進していきます。

(1) 訪問系サービスの充実	障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。
(2) 日中活動系サービスの充実	障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
(6) 依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。
(7) 相談支援体制の整備・充実	障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。
(8) 障がい児支援体制の整備	教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。

## 6 数値目標及び見込量

### ■障がい福祉計画の数値目標及び見込量

次に掲げる事項を計画期間中における数値目標及びサービスの見込量として設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末の時点の施設入所者数を46人とし、また、施設入所者数は3人が地域生活へ移行することを目標とします。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目標値として設定します。本市の基盤整備量は、25人（65歳以上で12人、65歳未満で13人）とします。

#### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、あま市地域生活支援拠点事業実施要綱を制定済みであり、令和5年度までにその機能の充実を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

①令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数を12人とします。（うち就労移行支援9人、うち就労継続支援A型2人、うち就労継続支援B型1人）

②就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援事業利用者数を9人とします。

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、市内に就労定着支援事業を実施する事業者が存在しないため、設定しません。

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

#### (6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に参加するなど、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	→	令和5年度末 地域生活移行者数 3人 施設入所者数 46人（1名減少）
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	→	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 25人（65歳以上12人、65歳未満13人）
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	→	海部東部地域で1か所（機能の充実）
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	→	令和5年度の一般就労移行者数 12人 （うち就労移行支援9人、就労継続支援A型2人、 就労継続支援B型1人）
	①就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行	→	
	②就労定着支援事業の利用者数	→	令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数 9人
	③就労定着支援事業の就労定着率	→	設定しません
(5)	相談支援体制の充実・強化等	→	基幹相談支援センター等の総合的、専門的な指導・ 助言や連携会議等の開催 年1回開催
(6)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	→	・県が実施する研修等への参加者数 2人 ・障害者自立支援審査支払システム等による審査等の分析結果を 事業所や関係自治体等と共有する会議等の実施 1回

## ■自立支援給付の見込量（1か月あたり）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ビス 訪問系サ ー	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	105	108	110
		時間	2,080	2,100	2,120
日中活動系サ ービス	生活介護	人	150	152	155
		人日	2,580	2,600	2,630
	自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
		人日	34	36	38
	自立訓練(生活訓練)	人	3	3	3
		人日	40	42	42
	就労移行支援	人	32	35	38
		人日	460	470	480
	就労継続支援(A型)	人	130	132	134
		人日	2,552	2,592	2,631
	就労継続支援(B型)	人	165	170	175
		人日	2,655	2,736	2,816
	就労定着支援	人	5	7	8
	短期入所(福祉型)	人	60	60	62
人日		260	260	268	
短期入所(医療型)	人	6	6	6	
	人日	18	18	18	
療養介護	人	8	8	9	
ビス 居住系サ ー	自立生活援助	人	1	2	2
	共同生活援助(グループホーム)	人	84	86	88
	施設入所支援	人	47	46	46
相談支 援	計画相談支援	人	100	105	110
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	2

イラスト

■地域生活支援事業の見込量（年間 ※例外除く）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
	障害者総合支援協議会	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	未実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71 件	75 件	78 件
	手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	6 件	6 件	7 件
	自立生活支援用具	16 件	17 件	18 件
	在宅療養等支援用具	16 件	18 件	19 件
	情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	7 件
	排せつ管理支援用具	2,005 件	2,060 件	2,107 件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4 件	4 件	4 件
移動支援事業	※1か月あたり	30 人	33 人	36 人
		156 時間	168 時間	180 時間
地域活動支援センター事業	事業所	5 か所	5 か所	5 か所
	※1か月あたり	66 人 720 日	68 人 728 日	68 人 728 日
訪問入浴サービス事業	※1か月あたり	7 人	7 人	8 人
		42 日	42 日	48 日
日中一時支援事業	※1か月あたり	100 人	105 人	110 人
		805 日	816 日	824 日
更生訓練費支給事業	※1か月あたり	10 人	10 人	11 人
		180 日	180 日	198 日
自動車改造費助成事業	件	10	10	10
自動車運転免許証取得助成事業	人	1	1	1

○自発的活動支援事業については、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

## ■障がい児福祉計画の数値目標及び見込量

次に掲げる事項を計画期間中における数値目標及びサービスの見込量として設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置

令和3年5月に市内に児童発達支援センターの開所を予定しています。

### (2) 保育所等訪問支援の充実

市内事業所による保育所等訪問支援の実施があり、今後も利用体制の構築を進めていきます。

### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

海部圏域で支援を受けられる体制の充実を図っていきます。

### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の配置

海部圏域での協議の場を通じて、医療的ケア児の支援体制の充実を図っていきます。

### (5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和5年度末までに5人の配置を図ります。

(1)	児童発達支援センターの設置	➡	市で1か所（令和3年5月開所予定）
(2)	保育所等訪問支援の充実	➡	有
(3)	重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	➡	海部圏域で1か所確保済み
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	➡	海部東部地域で1か所設置済み
(5)	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	➡	令和5年度末 5人

## ■見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	48	55	60
	人日	350	402	438
放課後等デイサービス	人	300	320	330
	人日	3,603	3,840	3,967
保育所等訪問支援	人	3	3	3
	人日	3	3	3
医療型児童発達支援	人	3	3	3
	人日	17	18	19
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	人日	10	10	10
障害児相談支援	人	55	59	62

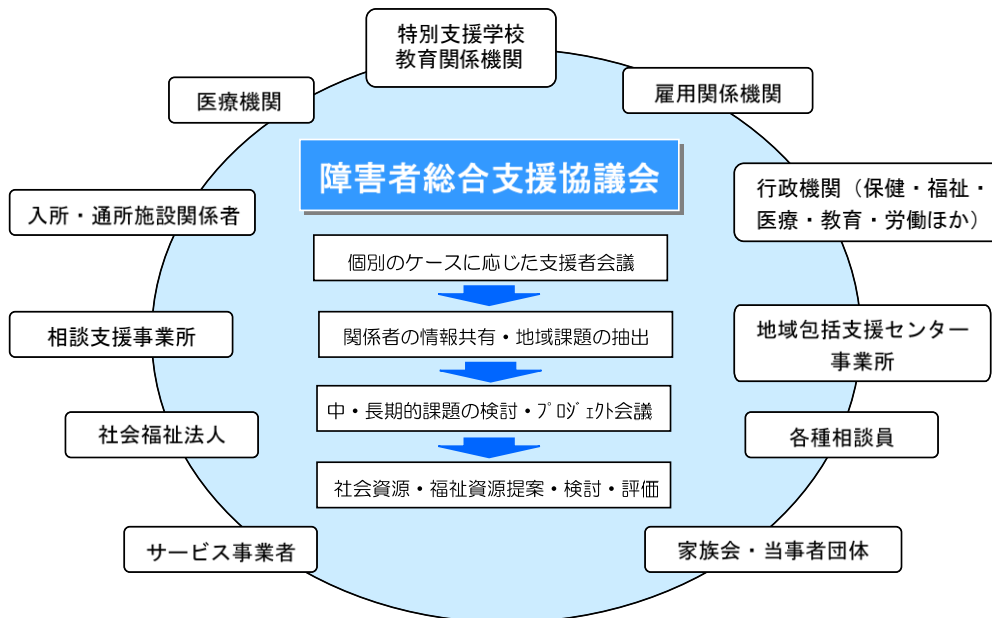
## 7 計画の進行管理

「第6期あま市障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等及び「第2期あま市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析等を行い、その結果を「海部東部障害者総合支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

### ■計画の進行管理

計画 (Plan)	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Action)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施

### ■障害者総合支援協議会の構成



## 第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画 【概要版】

令和3年3月

発行 あま市 福祉部 社会福祉課

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田 76 番地

T E L 052-444-1001 (代) 444-3135 (ダイヤルイン) F A X 052-443-3555

### 表紙の絵

「ドラゴンの宇宙旅行」長江聖也さん

1996年に七宝町（現あま市）に生まれる。2007年に「七宝焼き職人さんの絵」で全国市町村教育委員会 会長賞及び地区大会で知事賞受賞。2016年に神奈川県大和市 Y A M A T O イラストコンペで優秀賞受賞。2017年「あいちアール・ブリュット展」の展示作品よりデザインされた企業ノベルティグッズに採用。